

福山市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長、福山市上下水道事業管理者、福山市病院事業管理者及び福山市教育委員会教育長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2020年（令和2年）10月26日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	法	木	昭一
福山市監査委員	榊	原	則男

## 2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 北部支所

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>新市支所</p> <p>備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、業務で使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>新市支所においては、備品の検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>備品の検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、2020年（令和2年）3月31日備品現在高の確認を7月に終え、管財課へ報告した。</p>